

佐渡市の特定創業支援等事業のご案内

佐渡市では開業率の向上と起業を目指す人の支援を強化するため国の認定制度を活用し、創業支援等事業計画を策定いたしました。創業支援機関（裏面参照）が実施する創業相談・セミナーなどを受け、佐渡市が交付する証明書により以下のメリットを受ける事ができます。

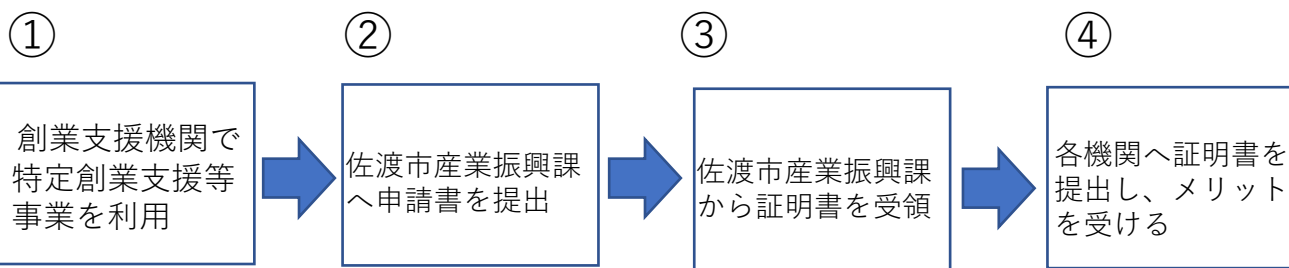
1. 特定創業支援等事業のメリット内容

- (1) 会社設立時の登録免許税の軽減処置
創業前の方が創業後 5 年未満で法人成りする個人事業主が対象
- (2) 日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金
貸付利率の引き下げ
新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として申請可能
- (3) 信用保証協会の創業関連保証を創業 6 ヶ月前から利用可能
- (4) 小規模事業者持続化補助金（創業枠）の補助上限の拡充
50 万円から 200 万円に拡充

* 特定創業支援等事業とは

創業支援等事業者（商工会や金融機関など）が創業希望者に対して「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の 4 つの知識を全て習得できるよう 1 ヶ月以上にわたり継続的に創業相談やセミナーにより支援をおこなうものです。

2. メリットを受けるまでの流れ



- ①「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の 4 分野について 4 回以上、かつ 1 か月以上にわたり継続的にセミナーや相談窓口等を利用する。（特定創業支援等事業）
- ②終了後に窓口、郵送のいずれかの方法で「証明に関する申請書」を佐渡市へ提出する。
- ③窓口か郵送で「証明書」を受領する。
- ④受けたいメリットを提供する機関（法務局、金融機関、商工会など）でメリットを受ける。

* 証明書交付前に法人登記等の各手続きを行うとメリットが受けられなくなります。

* 証明書の交付対象者は、創業を行おうとする者（事業を営んでいない個人）と創業後 5 年未満の者（事業を開始した日以後 5 年を経過していない個人）とします。

* 詳細は佐渡市HPをご覧ください。



3. 佐渡市の特定創業支援事業者

「特定創業支援」は、以下の表に記載のある創業支援機関で行っている創業相談、創業セミナーなどです。
セミナーの開催時期やご相談方法につきましては各創業支援機関にお問合わせください。

特定創業支援事業者	支援内容	お問合せ先			
佐渡商工会連絡協議会	創業相談 専門家派遣事業	両津	0259-27-5128	相川	0259-74-3236
		佐和田	0259-52-3148	佐渡国仲	0259－66－2458
		南佐渡	0259-86-2216		
新潟県商工会連合会	創業セミナー 創業相談	連合会	025-283-1311		
株式会社第四北越銀行	創業相談	両津支店	0259-27-2101		
		佐和田支店	0259-52-6111		
		南佐渡支店	0259-88-3939		
株式会社大光銀行	創業相談	佐和田支店	0259-57-2188		
新潟県信用組合	創業相談 創業アカデミー	佐和田支店	0259-52-3181		
		畑野支店	0259-66-2212		
新潟大栄信用組合	創業相談	相川支店	0259-74-2274		
新潟県信用保証協会	創業相談	佐渡支店	0259-57-2011		
第四北越リサーチ & コンサルティング 株式会社	創業相談		025-256-8110		
株式会社日本政策 金融公庫	創業相談 創業セミナー	新潟支店	025-246-2012		

申請書提出先・お問合せ先

佐渡市役所 産業振興課 産業振興係
〒952－1292 佐渡市千種232番地
電話：0259-67-7863 E-mail：sangyo@city.sado.niigata.jp